

役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程

社会福祉法人つばめ福祉会

(目的及び異議)

第1条 この規程は、社会福祉法人つばめ福祉会（以下、「この法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として、報酬を支給できるものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与等が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年度総額100,000円を超えない範囲とする。

2. この法人の全監事の報酬総額は、年度総額50,000円を超えない範囲とする。

(報酬の額の算定方法)

第5条 役員等に対する報酬は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理事に対する報酬の額は、理事会等会議への出席、その他、法人業務のための出勤1回につき3,000円とする。
- (2) 監事に対する報酬の額は、監事監査等への出席、その他、法人業務のための出勤1回につき3,000円とする。
- (3) 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席、その他、法人業務のための出勤1回につき3,000円とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、理事会への出席等の際に、その都度、支給するものとする。また、口座振込みの場合は、毎月25日に支給するものとする。（ただし、支給日が土日・祝祭日にあたる場合は翌営業日に支給するものとする。）

2. 報酬は、通貨をもって本人に支給するものとする。ただし、本人との合意により本人名義の金融機関口座に振込む場合には振込手数料は法人の負担とする。

3. 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2. 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。